政策目的随意契約の実施（随意契約前の公表）

富山県の物品等調達について、次のとおり地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の２第１項第３号の規定により随意契約を行うので、富山県会計規則第 100 条第２項第２号の規定により次のとおり公表する。

令和８年９月４ 日

富山県知事 新 田 八 朗

１ 随意契約する事項

(1)役務の名称

小矢部川ダム管理　刀利・臼中ダム管理その２業務

(2)役務の内容

・現場管理業務業務（流木処理、除草作業、雪囲設置撤去作業等）

・雑役業務（清掃等）

(3)役務の提供を受ける期間

令和８年 10 月１日 から 令和９年３月 31 日

２ 契約の相手方の選定の基準

・地方自治法施行令第 167 条の２第１項第３号に規定する団体等であること。

・南砺市内に所在すること。

３ 契約の相手方の決定方法

(1) 見積り競争を行い、予算の範囲内で最低価格を提示した施設と契約する。

(2)見積書の提出が１施設のみであった場合（役務を提供できる施設が１ 施設のみであった場合も含む）は、予算の範囲内であるか確認のうえ契約する。

随意契約の相手方等の公表（随意契約後の公表）

富山県会計規則第 100 条第２項第３号の規定により次のとおり公表する。

令和８年９月 24 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 随意契約に係る役務名
小矢部川ダム管理　刀利・臼中ダム管理その２業務委託

2 随意契約をした室課の名称及び所在地
富山県小矢部川ダム管理事務所 南砺市刀利字大平 72-2

3 随意契約の相手方を決定した日
令和８年９月 18 日

4 随意契約の相手方の住所又は所在地及び氏名又は名称
南砺市院林 88 番地３ 公益社団法人 南砺市シルバー人材センター

5 随意契約に係る契約金額
1,179,222 円

6 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の２第１項第３号 に該当するため。